

日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答

令和8年8月

日向市上下水道局 下水道課

1.実施方針 質問記入欄

No	頁	項目等		質問内容	回 答
1	16	5(1)ウ	土木・建築工 事を行う企業	実施方針(案) 16 ページ「土木・建築工事を行う企業」①③の において、「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。」とありますが、応募グループ(JV)として参加する場合、構成員すべてが P 点の要件を満たす必要があるのか、それとも代表企業または少なくとも1社が要件を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	代表企業または、少なくとも1社がP 点の要件を満たしていれば参加可能であります。

2.実施方針 意見記入欄

No	頁	項目等		質問内容	回 答
1	16	5(1)ウ① ③	土木・建築工 事を行う企業	仮に応募グループ(JV)の構成員すべてにP点要件を求める場合、要件を満たす地元企業が限定され、地元企業の参画が困難になることが想定されます。そのため、地域企業の参加機会を確保する観点から、P点要件を 1,000 点以上に緩和することをご検討いただきたいと考えます。	構成員の全てにP点の要件を求めてはおりません。 代表企業または、少なくとも1社が要件を満たしていれば参加可能であります。 P点は1200 点以上とします。

3.要求水準書 質問記入欄

No	頁	項目等		質問内容	回 答
1	2	1(1)オ	事業期間	設計及び建設期間について、「契約日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで」との記載がある一方で、実施方針 P.11 の「(ウ)事業期間(予定)」には、「設計施工期間:令和 9 年 7 月～令和 12 年 6 月」と記載されています。期間の解釈について、正しい認識をご教示いただけますでしょうか。	実施方針 P.11 の「(ウ)事業期間(予定)」には、「設計施工期間:令和 9 年 7 月～令和 12 年 6 月」の記載を正とします。
2	7	1(2)ア	受入施設の設計及び建設に関する業務	補助事業等交付申請図書作成補助において、設計内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合、提出時期は設計図書提出後との認識でよろしいでしょうか。	毎年の交付申請時期に本市と事業者との協議を行い、交付申請に必要な資料等を提出するものとします。
3	7	1(2)ア	受入施設の設計及び建設に関する業務	「他工事との業者間調整」とありますが、想定されている他工事の内容、実施時期および工程スケジュールについてご教示ください。	現時点で具体的な他工事の実施時期は未定ですが、必要に応じて本市及び関係事業者と調整を行うものとします。
4	7	1(2)ア (ア)	受入施設の設計及び建設に関する業務	「市が運用する施設台帳システム」について、システムの概要をご教示ください。また、メーカー名およびシステム名(製品名)がございましたら、ご提示ください。	市が運用する施設台帳システムは、契約後に本市より提示するものとします。

No	頁	項目等		質問内容	回 答
5	8	1(2)イ (ア)	受入施設の 設計及び建 設に関する 業務	汚水および雨水排水等に係る設備について、設計および建設の責任分界点をご教示ください。	既存施設を接続点とし、当該接続位置に関しては、本市と協議のうえ決定するものとします。
6	11	1(2)エ	基準及び仕 様等	土木・建築構造物の構造設計に適用する基準について、「下水道施設の耐震対策指針と解説」および「下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編」(公益社団法人日本下水道協会)に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	16	1(3)イ	受入施設の 処理対象物 等	処理対象物に「農業集落排水汚泥を含む」とありますが、農業集落排水施設の沈砂槽等から発生する沈砂についても処理対象に含まれるかご教示ください。	農業集落排水汚泥に伴い発生する沈砂槽等由来の沈砂についても、要求水準書(案)における「処理対象物」の範囲に含まれるものとして計画してください。
8	16	1(3)ウ	受入施設の 計画処理量	表 3「過去 3 か年のし尿等収集量の実績」の数値(kL/日)について、各月の搬入日数に基づく日平均値との認識でよろしいでしょうか。 併せて、一日当たりの最大搬入量および月別の合計搬入量をご教示ください。	表 3 の数値は、各月の搬入日数に基づく日平均値として取り扱います。 最大搬入量及び月別合計搬入量については、要求水準書(案)に基づき算定し、設計条件として設定してください。
9	17	1(3)ウ (ア) 1)	し尿等の搬 入時間	施設計画の検討に当たり、収集運搬車両(最大 10t 車)の外形寸法、軸距および車両総重量をご教示ください。 また、収集運搬車両の待機場所について指定がある場合は、併せてご教示ください。	現在使用している収集運搬車両は以下のとおりです。 10t バキューム車: L=8.49m、W=2.49m、H=2.92m 総重量 19.92t 収集運搬車両の待機場所は、本市との協議により決定するものとします。
10	17	1(3)ウ (ア) 2)	各設備の運 転時間	受入貯留設備の運転時間は 5 時間/日とされていますが、搬入時間は 8 時 30 分～16 時 30 分の 7 時間/日となっています。 受入貯留設備の運転時間については、搬入時間と同一の 7 時間/日ではないでしょうか。 設定条件をご教示ください。	受入貯留設備の運転時間 5 時間/日を受入設備 7 時間/日に修正します。
11	17	1(3)ウ (ア) 3)	搬出	し渣および沈砂の搬出車両(最大 4t 車)について、外形寸法および車両形状(天蓋付きダンプ車等)をご教示ください。 また、し渣については「蓋付・底開き式コンテナに貯留」とされており、要求水準書【添付資料】P.23「添付資料-10 基本処理フロー」の⑨にはクレーンが記載されています。このことから、クレーン等によりコンテナを吊り上げ、コンテナ底部を開放して搬出車両へ積み込む方法を想定しているとの認識でよろしいでしょうか。 併せて、沈砂の積込方法について想定されている方式がありましたら、ご教示ください。	搬出車両の外形寸法・車両形状(天蓋付きダンプ車等)は、要求水準書(案)の条件を前提に事業者が提案するものとします。 また、し渣の「蓋付・底開き式コンテナ」等を用いる場合の積込方式(吊り上げ・底部開放等)は、要求水準書(案)及び添付資料の基本処理フロー等に整合する方法とし、本市との協議により決定するものとします。
12	18	1(4)ア	電力	「受入施設の電力量は、低圧分岐盤に電力量計を設け」とありますが、電力量計の設置場所は受入施設内の低圧配電盤(低圧分岐盤)を想定しているとの認識でよろしいでしょうか。	電力量計の設置場所は、要求水準書(案)の記載に基づき「受入施設内の低圧配電盤(低圧分岐盤)」を想定し、受入施設の低圧配電盤に電力量計を設けることとします。
13	18	1(4)イ	電気室及び 監視室ス ペース	浄化センター管理棟の電気室(2 階監視制御室)に新設する監視盤について、受入施設の情報を監視するための計測盤であり、浄化センター既設盤と同一メーカーにそろえる必要はないとの認識でよろしいでしょうか。また、「運転状態及び故障情報を表示する」とありますが、浄化センター側から受入施設に対する緊急停止等の運転操作機能は不要との認識でよろしいでしょうか。さらに、要求水準書 P.53「(オ)計装設備 ④監視システム」において、「浄化センターでの中央監視システムには、受入施設の単線やフロー等を LCD 画面は追加しない」と記載されています。このことから、受入施設の監視計測盤については、既設中央監視システムとの監視連携も不要との理解でよろしいでしょうか。	受入施設側の監視計装盤は既設中央監視システムへの LCD 画面追加を行わず、管理棟監視盤への運転状態・故障情報表示を行うものとします。また、既設盤メーカーとの統一は必須条件ではありません。なお、要求水準書(案)に示す監視機能は確保してください。

No	頁	項目等		質問内容	回 答
14	18	1(4)エ	自家発電設備	受入施設については、自家発電設備の設置は不要との認識でよろしいでしょうか。 また、床排水ポンプは自家用発電機によるバックアップ対象設備と考えていますが、その電源は汚泥処理棟の動力配電盤から供給されるとの認識でよろしいでしょうか。 併せて、要求水準書【添付資料】P.10「添付資料-4 電気取合い区分」に示される汚泥処理棟の電源については、自家用発電機の負荷対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	受入施設専用の自家発電設備は設置対象としていません。床排水ポンプについては既設自家発電設備からのバックアップを想定しています。電源供給方法及び接続方法は設計段階において本市および維持管理者との協議により決定します。
15	19	1(4)キ	電話	「B1F ポンプ室、1F し尿受入室、1F 前処理室、2F 電気室、2F 換気機械室」等の室名が記載されていますが、受入施設において想定されている各室の名称をご教示ください。	電話設備の設置に関する対象室は、要求水準書(案)に示す室区分と整合させ、設計により各室名称を確定するものとします。
16	19	1(4)ク	プロセス用水	プロセス用水の取水条件について、取水量、取水時間その他の制約事項がありましたらご教示ください。 併せて、浄化センター管廊内の配管については、既設配管架台の空きスペースを利用して敷設することが可能との理解でよろしいでしょうか。	プロセス用水の取水条件(取水量・取水時間等)は、要求水準書(案)の条件を満たす範囲で計画する。 また、浄化センター管廊内の配管については、既設配管架台の空きスペース活用が要求水準書(案)に整合する場合は採用可能とし、具体は本市・既設管理者との協議で確定するものとします。
17	19	1(4)シ	処理対象汚泥	処理対象物の送泥条件について、浄化センターの自動運転との連携運転の有無、送泥時間並びに運用上の制約事項がございましたらご教示ください。 併せて、重力濃縮槽及び消化槽への送泥可能量(m³/分)についてもご教示ください。	し尿等は重力濃縮槽への投入を基本とし、必要に応じて消化槽への直接送泥が可能な計画としてください。 運転連携方法、送泥時間及び送泥量は、現地調査を行い、既存施設の運転に支障が生じない設計を前提に、本市及び維持管理者との協議により決定するものとします。
18	22	2(1)ア②	事前調査	「必要に応じて、自らの責任及び費用において本工事に必要な測量調査及び地質調査等を行うこと」とありますが、契約後に事業者が実施した地質調査の結果が要求水準書【添付資料】に添付された地質条件と相違し、その結果として基礎構造または施工方法の変更が必要となった場合のリスク負担の考え方についてご教示ください。併せて、当該変更に伴う増加費用は契約変更の対象となるかご教示ください。	事業者が必要に応じて実施する測量・地質調査の結果が要求水準書(案)添付資料の地質条件と相違し、その結果として基礎構造・施工方法の変更が必要となった場合の扱いは、募集公告時に公表する契約書(案)およびリスク分担の考え方に従うものとします。
19	23	2(1)イ(ア)	設計	「設計を完了したときは、設計図書を市に提出し、市の完成検査を受けること」、また、P.26「(ア)工事開始」において「設計図書について市の確認を受けた後、受入施設の建設に着手すること」とあります。この場合、土木、建築、機械、電気および外構を含む全ての設計業務を完了し、設計図書を提出のうえ市の確認を受けてからでなければ、工事に着手できないとの認識でよろしいでしょうか。 また、一部工種について先行して設計が完了した場合、当該部分の設計図書について市の確認を受けることで、順次着工することは可能でしょうか。	設計図書については、市の確認を受けたくて工事に着手するものとします。なお、設計図書の確認は必ずしも全工種一括を前提とするものではなく、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事等について、施工上支障がなく、かつ全体計画との整合が確保される場合は、設計が完了した部分から順次市の確認を受けて着工することを可能とします。設計・施工工程は、本市と協議のうえ決定するものとします。
20	28	2(1)ウ(ケ)	工事期間中のユーティリティ	試運転時の電力費については、事業者が試運転時の電力使用量に電力単価を乗じた額を負担するものと理解しております。 一方で、「使用量に依存しない基本料金相当額については、試運転に伴う電力需要の増加により、市が電力供給元との契約変更の必要が生じた場合、基本料金の増加分を1年間事業者が負担する」と記載されています。 本施設の運用により最大需要電力が増加し、契約電力の見直しに伴い基本料金が増額となることが想定されますが、この場合においても、事業者が基本料金の増加分を1年間負担するとの理解でよろしいでしょうか。 また、試運転時の電力負担範囲を検討するため、浄化センターにおける現在の電力契約内容(契約種別・契約電力等)、最大需要電力および電力使用量についてご開示いただけないでしょうか。	要求水準書(案)の該当箇所の記載に基づき計画すること。数量・仕様の具体化は設計段階で行うものとします。 使用量に依存しない基本料金相当額については、試運転に伴う電力需要増により市が電力供給元との契約変更の必要が生じた場合、基本料金の増加分を1年間事業者が負担するものとして整理するものとします。 なお、試運転時の検討に必要な現行の電力契約内容等の情報提供の可否は、本市の契約管理上の観点から別途検討します。

No	頁	項目等		質問内容	回 答
21	33	2(2)ア 2)⑦	配置計画	「鳥の糞害等が発生しないよう、防鳥対策を講じること」とありますが、どのような状況や被害を想定されているのかご教示ください。 また、防鳥対策を計画するに当たり、対象となる箇所がありましたら、併せてご教示ください。	要求水準書(案)の「防鳥対策」に基づき、鳥の糞害等(糞及び貝殻の落下被害)の発生防止に資する対策を設計により提案・実施することとし、想定被害や対象箇所の具体は、事業者の提案に基づき本市と協議するものとします。
22	33	2(2)ア 3)	計量機器	「汚水排水(量・質)」とありますが、P.55「表 9 計装機器及びデータ処理一覧表」には、水質を計測する計装機器の記載がありません。このため、汚水排水については流量のみを計測対象とし、水質の計測は不要との理解でよろしいでしょうか。 また、補助燃料について記載がありますが、補助燃料を使用する機器を想定されている場合は、その対象機器についてご教示ください。	「汚水排水(量・質)」に関する水質計測の要否、及び補助燃料を使用する機器の対象は、要求水準書(案)と「計装機器及びデータ処理一覧表」の整合に基づき整理する。設計において必要な計装を確定するものとします。
23	35	2(2)イ 2)①	点検通路等	高所に設置する機器の点検・保守用アクセス設備として、タラップを設置する計画としてもよろしいでしょうか。	高所に設置する機器の点検・保守用アクセス設備として、タラップの設置も要求水準書(案)に適合する範囲で可能とします。
24	37	2(2)イ 3)⑱	機器及び配 管・配線等	塗装対象となる配管の範囲についてご教示ください。 なお、ポリ塩化ビニル管及びステンレス鋼管については、耐食性を有することから、識別表示テープによる配管表示を行うものとし、管体の塗装は不要との理解でよろしいでしょうか。	塗装対象となる配管の範囲は、要求水準書(案)の記載に基づきます。 また、ポリ塩化ビニル管及びステンレス鋼管について、要求水準書(案)の前提どおり識別表示テープによる配管表示とし、管体の塗装を不要とする考え方は可能とします。
25	37	2(2)イ 3)㉔	機器及び配 管・配線等	「一軸式の流量可変定量ポンプは任意で流量調整可能なこととする」と記載されています。また、P.38 には「常用域は『中』以下を基本とする」と記載されています。ポンプの流量調整方法について、インバータ制御を想定しているのか、またはその他の方式を想定しているのかご教示ください。	一軸式の流量可変定量ポンプの流量調整は、要求水準書(案)に定める性能を満足する方式であれば、インバータ制御等の手段を含め事業者提案とします。
26	39	2(2)イ (ア)②Ⅲ n)	受入室	「受入室内にし尿等の搬入量を記録するための作業台を設ける」とありますが、どのような仕様・形状の作業台を想定されているのかご教示ください。 また、記録方法(手書き帳票等)について想定がありましたら、併せてご教示ください。	受入室内の「作業台」および記録方法(手書き帳票等の可否)は、要求水準書(案)の機能要件を満たす範囲で事業者が提案し、本市確認を得ることとします。
27	39	2(2)イ (ア)③Ⅲ c)	自動ドア・シ ャッター	「制御方式はループコイル式(室内:光電管式)」とありますが、当該方式は必須仕様でしょうか。それとも、同等の機能および性能を有するレーザー式等の代替方式の採用も可能でしょうか。	制御方式について、要求水準書(案)に示す方式(ループコイル式等)は要求水準を満たす同等方式の代替提案を妨げないものとします。
28	39	2(2)イ (ア)④Ⅳ	受入口	受入口の数量について、要求水準書では「2 基」、実施方針 P.11「表 7 主要設備(想定)」では「4 基」と記載されています。数量に相違がありますが、要求水準書の記載を正と理解してよろしいでしょうか。	受入口の数量は、要求水準書(案)の記載(「2 基」)を正とします。
29	46	2(2)イ (オ)	脱臭設備	「受入口、沈砂槽、受入槽、貯留槽、前処理(し渣等除去)設備から発生する高濃度臭気および受入室、返流水槽から発生する低濃度臭気を処理できるものとする」と記載されていますが、高濃度臭気と低濃度臭気の区分は必須条件でしょうか。また、「故障時等を考慮し、複数台とする」とありますが、脱臭ファンは高濃度・低濃度臭気を統合して処理する 2 台構成(交互運転)としてもよろしいでしょうか。	高濃度臭気及び低濃度臭気の区分は、要求性能を満足し、維持管理性及び信頼性が確保出来る方式を採用してください。 また、脱臭ファン構成についても、故障時対応及び臭気性能が確保されることを前提としてください。
30	49	2(2)ウ (イ)①Ⅳ	配電盤等の 設備	「監視盤警報盤」については、浄化センター管理棟の監視制御室に新設する監視盤および受入施設内に設置する監視計装盤を指すとの認識でよろしいでしょうか。	し尿受入施設の電気室には、「監視盤」と「計装変換器盤」を設置します。 浄化センターの管理棟監視制御室には、「し尿受入施設監視盤」を設置します。 これらの盤を一式で「監視盤警報盤」とします。
31	50	2(2)ウ (イ)③	配電盤等の 設備	「浄化センター受変電設備の受電部の計器類、保護継電器、変流器等に変更が必要な場合は、本工事で実施すること」と記載されていますが、変更対象範囲を確認するため、受電部の位置および給電元となる機械棟高圧配電盤の単線結線図をご提示ください。	変更対象範囲の具体は、要求水準書(案)に基づき確定するものとします。単線結線図の提示が必要な場合は、設計協議の中で本市保有情報の範囲で対応するものとします。

No	頁	項目等		質問内容	回 答
32	50	2(2)ウ (イ)④	高調波対策	「高調波抑制対策を行うこと」と記載されていますが、高調波対策の検討に当たり、浄化センターに設置されている主な高調波発生機器の一覧および現在実施されている高調波対策の内容についてご提示ください。	高調波抑制対策は要求水準書(案)に基づき実施する。主な高調波発生機器の一覧・現状対策内容の提示の可否は、本市の情報提供方針に従い別途対応するものとします。
33	50	2(2)ウ (イ)⑤	自立形配電盤の据付	「電気室、自家発電機室、監視室等」とありますが、いずれも浄化センター内の既設各室を指すとの理解でよろしいでしょうか。	「電気室、自家発電機室、監視室等」は、浄化センター内の既設各室を指すものとします。
34	53	2(2)ウ (オ)⑦	計装設備	「夜間等の警報の通報先は別途協議」とありますが、通報先として外部機関(警備会社、維持管理業者等)への自動通報を想定しているのでしょうか。 また、通報設備について、専用の通報装置を想定している場合は、メーカー名およびシステム名(製品名)をご教示ください。	夜間等の警報の通報先は「別途協議」とされているため、通報先の具体は本市と協議の上で決定します。 外部機関への自動通報の可否も同協議の対象とします。
35	56	2(2)エ (ア)	土工計画上の配慮	発生土については、「ほぼ全量盛土および埋戻しとして使用し、基本的に敷地外へ持ち出さない」と記載されていますが、工事条件によっては余剰土が発生することが想定されます。 余剰土が発生した場合、敷地外への搬出および処分は事業者の責任において実施するとの認識でよろしいでしょうか。 また、場内の仮置きヤードが不足する場合においても、場外への搬出は認められないのでしょうか。 併せて、要求水準書【添付資料】P.22「添付資料-9 資材仮置場及び工事車両動線」に示される範囲以外の敷地内空きスペースについても、協議の上で資材置場や仮置きヤードとして使用することは可能でしょうか。	要求水準書(案)及び添付資料に示す「資材仮置場及び工事車両動線」の範囲を基本とします。 範囲外の敷地使用が必要な場合は、事前に本市と協議し、承諾を得た範囲で実施するものとします。
36	56	2(2)エ (ア)	土工計画上の配慮	「敷地内の緑地部については、表層に植物の育成環境に適した土を施すことにより飛散を防止する」とありますが、張芝等による緑化は必須でしょうか。 また、想定されている緑化範囲および仕上げ方法がありましたら、ご教示ください。	「張芝等による緑化」を必須とするか否かは、要求水準書(案)の趣旨(飛散防止)を満たす範囲で事業者提案とし、緑化範囲・仕上げ方法の詳細は設計で整理し本市確認を得るものとします。
37	56	2(2)エ (イ)	津波・浸水対策の配慮	「施設の耐水化・防水化を考慮し、1 階の階高は、被水防止高さとして GL+0.50m(1FL: TP+5.30m)以上を確保すること」と記載されています。 このことから、浸水対策については 1 階床高の確保により対応するものとし、出入口への脱着式防水板の設置は不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の記載(1 階階高の確保:被水防止高さ)に基づき、浸水対策は床高の確保により対応するものとし、出入口への脱着式防水板の設置は不要とします。 ただし、当該方針が要求水準書(案)の性能を満足する範囲であることとします。
38	58	2(2)オ (イ)2)	換気設備	「強制給気部には塩害対策をほどこすこと」とありますが、想定されている具体的な塩害対策用設備があればご教示ください。	強制給気部の塩害対策は、要求水準書(案)の性能を満たす対策を事業者が選定し提案するものとします。具体設備は設計段階で示し、本市と協議するものとします。
39	60	2(2)オ (ウ)5)①	その他建築付帯電気設備	「防犯警備装置は、浄化センター内のため、出入口の施錠のみとする」と記載されていますが、防犯警備装置の設置は不要との認識でよろしいでしょうか。 また、将来的な防犯警備装置の導入を考慮し、警備配線用の予備配管等を設ける必要はあるでしょうか。	「防犯警備装置は浄化センター内のため出入口の施錠のみ」との要求水準書(案)の記載に基づき、事業者は同方針で計画するものとします。
40	60	2(2)オ (ウ)5)④	その他建築付帯電気設備	放送設備、自動火災報知設備等の各設備については、本機(主装置)は浄化センターの既設設備を使用し、受入施設側には必要な端末機器のみを設置するとの理解でよろしいでしょうか。	放送設備・自動火災報知設備等について、主装置は浄化センター既設設備を使用し、受入施設側には必要な端末機器のみを設置する理解で差し支えません。
41	61	2(2)カ	試験等	「ろ過水及び汚水排水については、ユーティリティ条件を超えない範囲」とありますが、ろ過水および汚水排水に係るユーティリティ条件(流量、水質等)の具体的な条件をご教示ください。	「ろ過水及び汚水排水についてはユーティリティ条件を超えない範囲」としています。 具体のユーティリティ条件(流量・水質等)については、本市が管理する条件に基づき設計段階で提示するものとします。または協議により確定するものとします。

No	頁	項目等		質問内容	回 答
42	添 13	添付資料 -7	プロセス用水 供給フロー	ろ過水槽のポンプ形式について、自動給水装置（圧力タンク方式）を想定しているものと推察しておりますが、推定末端圧力一定給水ユニット等の同等機能を有する方式を採用しても支障ないでしょうか。 また、当該設備の電源については、受入施設側から給電するとの認識でよろしいでしょうか。	同等の給水機能及び安定した供給能力が確保できる場合は、推定末端圧力一定給水ユニット等の採用を可能とします。供給設備の電源については受入施設側から給電するものとします。
43	添 14	添付資料 -11	収 集 運 搬 車 両動線	財光寺処理場の撤去工事に関連する車両動線が示されていますが、財光寺処理場の撤去工事の実施時期についてご教示ください。	財光寺処理場の撤去時期については現時点で不明であるため、現状の施設の配置を前提としています。